



世帯主変更手続きをされる方へ

(各種手続きのご案内)



世帯主を変更すると次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続事項や書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地
秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

健康保険・介護保険・医療費関係

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 国民健康保険に加入している方	- 変更届を提出し、資格確認書等の変更交付を受けてください。 ※保険料が変わることがありますので、注意願います。	- 資格確認書等 - 印鑑 【保険料振替口座を変更する場合】 - 通帳 - 通帳の印鑑	住民課 国保係	
2 介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上の方全員)	サービスを受けている方は担当者にご相談ください。		住民課 介護保険係	
3 後期高齢者医療制度対象の方	届出は必要ありませんが、世帯員変更により、保険料が変わることがあります。		住民課 後期高齢者係	
4 重度心身障害者医療受給者証・ひとり親家庭等医療・乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	世帯構成が変わると届出が必要な場合がありますので、担当まで問合せ願います。	印鑑	住民課 医療係	

その他

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
5 戸別受信機を使用している方	世帯主の変更届の提出が必要です。	印鑑	総務課 防災係	
6 町水道を使用している方	- 所有者変更届を提出してください。 - 料金を口座振替している場合は、口座変更の手続きが必要です。 ※ゆうちょ口座の場合は、ゆうちょ銀行で手続きをしてください。	- 印鑑 - 振替口座の通帳 - 通帳の印鑑	建設課 上下水道係	
7 合併浄化槽をお使いの方	管理者変更届が必要な場合があります。	印鑑	建設課 上下水道係	